

平成15年 6月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号
丸 文 株 式 会 社
代表取締役社長 佐 藤 敬 司

第56回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第56回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第56期（自平成14年 4月 1日 至平成15年 3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

なお、今期より日本経済新聞に掲載する決算公告に代えて貸借対照表および損益計算書の開示は当社ホームページ（<http://www.marubun.co.jp/ir/kohkoku>）によることとさせていただきます。

決議事項

第 1 号議案 第56期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金につきましては、1株につき9円と決定いたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款変更の概要は次のとおりであります。

1. 「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号 施行日 平成15年 4月 1日）により、株券失効制度が創設され、定款変更等に際しての株主総会特別決議の定足数に係わる規制が緩和される等の改正が行われました。

これらの改正に対応し、定款に株券喪失登録簿について明記するとともに、株主総会の円滑な運営のために特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1以上とするなど、当会社定款の該当の条文に所要の変更を行うとともに必要な規定を新設いたしました。

2. 平成13年度の改正に係わるものですが、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号 施行日 平成14年5月1日）において、監査役の任期が「就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時まで」と改正され、本総会終結の時以降に就任する監査役に適用されることとされていますので、当会社定款の該当の条文に所要の変更を行いました。
3. その他若干の表現の変更および字句の修正を行いました。

第3号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり承認可決され、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式150万株、取得価額の総額15億円を限度として取得することに決定いたしました。

第4号議案 取締役15名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に堀越毅一、佐藤敬司、村田宣彦、稲村明彦、黒川佳一、野崎 孝、遠藤洋一、大島隆則、水野象司、梅澤政俊、曾田辰美、丸川 章、阿部要一、堀内 洋および谷上秀行の各氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に奈良久彌および濱口道雄の両氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役嶋田隆司、森脇寛、村上稀一および吉田 誠の各氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することで承認可決されました。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任監査役佐賀一郎氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することで承認可決されました。

第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
本件は、原案どおり承認可決され、当社の取締役
および従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、
当社普通株式210,000株を上限とする新株予約権を
無償で発行することに決定いたしました。

以上

第56期利益配当金お支払いについて

第56期利益配当金は、同封の「利益配当金領収証」により銀行取扱期間中にお支払いいたしますので、お受取りください。

また、銀行口座振込をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

Recycled Paper

この決議通知は、環境に優しい植物性の大豆油インキを使用しております。